

岐阜県公報

目次

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 四九九ページ

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 四九九

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(同) 五〇〇

告示

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 五〇〇

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 五〇〇

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 五〇三

道路の区域変更

(道路維持課) 五〇五

道路の供用開始

(同) 五〇五

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十五号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「食品安全推進室長」を「食品安全推進室長 清流の国ぎぶづく

り推進室長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十六号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中「全国豊かな海づくり大会推進事務局長」の下に「清流の国ぎぶづくり推進室長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 一

岐阜県人事委員会規則第十七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一本庁の項中「食品安全推進室長」の下に「清流の国ぎぶづくり推進室長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百十六号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第二十七号）第十条第一項の規

定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	備 考
映 画	花と蛇3 家政婦が見た痴態～お願ひ汚して～ 美蘭教師 開いて悶絶 いいなり未亡人 後ろ狂い アイヌバーク I	東宝ビデオ オーピー映画 オーピー映画 オーピー映画 フランス映画社

2 指定年月日

平成 22 年 7 月 27 日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市芥見七丁目五九

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市長島町鍋山字鍋山一の一〇、一の一三、一の一三六、長島町久須見字前平五八七の一、五八七の二、五八八の一、五八八の二、五八八の一四から五八八の一六まで、五八八の一八から五八八の二〇まで、五八九の一、五八九の二、五九二の二、五九七、五九八の一、串原字釜井一九二九の二から一九二九の二四まで、上矢作町字奥達原一七二の四三四、一七二の四三五、字達原二二八五の三三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町相生字荒山二七二の一、二七二九、二七二〇

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町中切字山之神一八〇の三、萩原町山之口字カジャ一六七四の一、一六七四の二、一六七五の一、一六七五の二、一六七六、一六七七の三、一七八八の二、一六七九の三、一七八〇の一、一七八〇の三、一七八一の一、一七八一の三、一七八八から一八九四まで、一八九五の一から一八九五の四まで、一八九六、一八九七の一、一八九七の二、一八九八から一七〇〇まで、一七〇一の一、一七〇一の三、一七〇二、一七〇三、一七〇四の一から一七〇四の三まで、一七〇四の五、一七〇四の七、一七〇五、一七〇四の二、字小洞一六八二、字カクラ一六八三、字大栃一六八六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字カジャ一六七四の一、一六七四の二、一六七五の二、一七二四の二
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町岩手字岩井谷二七六〇の一四から二七六〇の二二まで、二七六〇の二四、字芦谷三〇一〇の三、三〇一〇の七、三〇一七の二、三〇一七の三、伊吹字西谷一一二八から一二二〇まで、一二二二、一二二六から一二三六まで、一二三八、一二三九、一二四二から一二四六まで、一二四七の一、一二四八から一二五一まで、一二五二の一、一二五三、字稲荷山一四三八の二、一四三九の二、一四四〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡七宗町神測字野口七〇一五、字田之洞一〇一一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定によりあわせて告示する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

各務原市

二 事業の種類

各務原市道稲九百二十六号線新設工事（仮称）那加小網線・岐阜県各務原市上戸町一丁目地内及び岐阜県各務原市川島小網町字本田浦地内から同市川島小網町字乙宮西地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

三 起業地

1 収用の部分

- 岐阜県各務原市上戸町一丁目並びに川島小網町字本田浦、字少林寺、字宮北、字乙宮西及び字前河原地内
- 2 使用の部分

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、岐阜県各務原市上戸町一丁目地内から同市川島小網町字乙宮西地内までの延長二・五キロメートルの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「各務原市道稲九百二十六号線新設工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた前記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「各務原市道稲九百二十六号線新設工事」（以下「本件事業」という。）は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第四号に規定する市町村道に関する工事であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本件事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第三条第四号に規定する市町村道に関する工事であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

各務原市道稲九百二十六号線（以下「本路線」という。）については、道路法第八号第一項の規定により各務原市長が市道に認定した路線であり、同法第十六条第一項の規定により各務原市が道路管理者となることなどから、本件事業を施行する充分な意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

各務原市は、平成十六年に旧各務原市（以下「各務原地区」という。）と旧羽島郡川島町（以下「川島地区」という。）が合併して発足した市である。

しかしながら、両地区間は、一級河川木曾川（以下「木曾川」という。）により分断される地理的要因もあって、相互に連絡する自動車交通が可能な道路は、

隣接する羽島郡笠松町地内を通過する県道川島三輪線のみであり、また、木曾川の渡河部は県道川島三輪線の平成川島橋と県道松原宇島線の川島大橋のみである。いずれの路線も川島地区の西部に位置しており、川島地区から各務原市中心市街地にアクセスする道路が各務原市内には存在しない状況にあり、生活圏内の産業及び商業地域との相互交通が阻害されている。また、川島地区から各務原市街へアクセスする県道川島三輪線は、羽島郡笠松町地内で県道下中屋笠松線と接続するが、県道下中屋笠松線は歩道が整備されていないことから、歩行者及び自転車通行者にとって、危険な状況にあり、川島地区から各務原市街への通勤・通学者などの通行が阻害されている状況にある。さらに、川島地区における医療機関は、無床の診療所のみであり、救急搬送について周辺市町に依存せざるを得ない状況にある。

本件事業の完成により、自動車の円滑な走行が可能で線形良好な二車線の道路が整備され、自転車歩行車道が設置されることから、両地区間を結ぶ幹線道路としての円滑な通行と交通の安全の確保が図られ、地域住民の利便等に寄与することが認められる。また、周辺の木曾川の架橋箇所の交通量を分散させる効果も期待できる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検討した結果、騒音等が環境に与える影響は少ないものと予測されている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者により任意で本件事業により喪失又は改変される起業地に生息する可能性がある希少な動植物に与える影響について、現地調査や既存文献、データを基に検討を行った結果、保全対策を講ずることで、重要な動植物への影響は軽微であると予測されている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財の存在は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業は、各務原地区と川島地区の間の安全かつ円滑な交通を可能にする事を主目的とし、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三種第二級の規格に基づき、二車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間のルートについては、起点から東進した後、木曾川を渡河し、川島地区の集落を避けつつ西進して終点に至る東側ルート案（以下「申請案」という。）の他、起点と終点を最短距離で結ぶ中央ルート案、起点からそのまま南進し木曾川を渡河後東進する西側ルート案について検討が行われている。

申請案と他の二案を比較すると、申請案は、中央ルート案と比較して、潰地面積は多いものの集落を分断しないため地域住民に与える影響が少ないことや、河畔林を改変する量が少ないため動植物や生態系に与える影響が少ないこと、西側ルート案と比較して、潰地面積及び支障となる物件が少なく地域住民に与える影響が少ないことや、橋長が短いため工事施工が比較的容易であること、事業費が廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案し、最も合理的であると認められる。

また、本体工事の施行に伴う市道付替工事の事業計画は、施設的位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、各務原地区と川島地区との間の円滑な相互交通が阻害されており、住民の日常生活において支障があることから、早急に施行されるべき事業と認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめら

岐阜県告示第四百二十五号

県道	類の道路	路線名		区	間	別前変区	後更域	員敷	員敷	延	延	備考
笠 松 線	路線名	岐阜市境川一丁目二七番 地一地从ら		同	市境川三丁目一三八 番地一地从ら	後	前	五・五 三・〇	四・八 二・五	三・六 二・三	三・〇 二・九	

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年七月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第四百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年七月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十号各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六條の二第二項の規定による図面の縦覧場所
各務原市役所都市建設部用地課

六 収用又は使用の手続が保留されている起業地
岐阜県各務原市川島小網町字本田浦及び字宮北地内

れ、それ以外の範囲は使用とすることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十号第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

県道	類の道路	路線名		区	間	別前変区	後更域	員敷	員敷	延	延	備考
寺河 戸 線	路線名	瑞浪市寺河戸町字道下一 二二番一地从ら		同	市同 町字同一	前	前	四・七 三・三	四・七 三・三	三・九 三・〇		

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年七月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	類の道路	路線名		区	間	延	延	供	供	備	備	備考
笠 松 線	路線名	岐阜市境川一丁目二七番地一 地先から		同	市境川三丁目一三八番地 一地从ら	三・六 二・三	三・六 二・三	平成 三・七 三・七	平成 三・七 三・七	の	の	（区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年七月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十二年七月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

二三四番一	地先まで	後	三〇・五	三九〇
-------	------	---	------	-----

道路種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	恵苗那木線	中津川市千旦林字丸岩一五四三番四六地先から同市同字坂本一五三七番八地先まで	前 六〇・七 後 七二・三	ル（メートル）	一八五・三	

岐阜県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十二年七月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考
			ル（メートル）	の期日	決定又は変更の告示年月日

県道	恵苗那木線
中津川市千旦林字丸岩一五四三番四六地先から同市同字坂本一五三七番八地先まで	
一八五・三	
平成 三・七・二七	
平成 三・七・二七	
ほか	

平成二十二年七月二十七日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一 岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・アール・テクノセンター